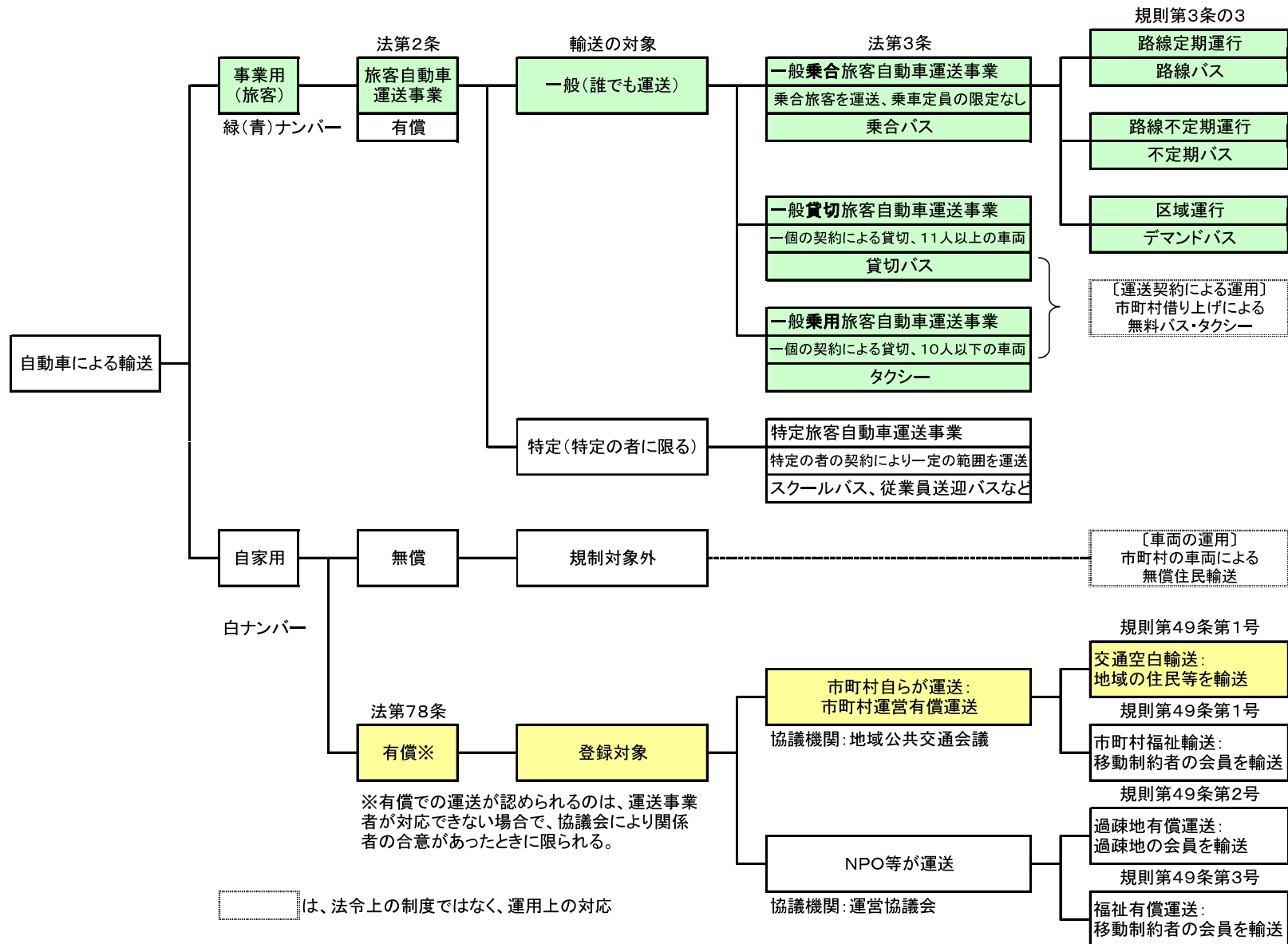


道路運送法の事業区分



は、法令上の制度ではなく、運用上の対応

運行形態と道路運送法の関係

運賃	区分	利用者	運送主体	道路運送法上の区分	運行の形態	車両	市町村の関与	標準処理期間	
有料	事業用	誰でも利用可能 (制限無し)	運送事業者	【乗合バス事業】 一般乗合旅客自動車 運送事業 〔路線定期運行〕	路線を定めて定時に運行	事業用自動車 (バス型、又は10人以下)	○運行委託又は運行費補助 ○地域公共交通会議を主宰 ・地域で合意した運賃 ・路線に必要な車両数など	[新規許可] 3ヶ月 〔路線延長〕 3ヶ月 〔区域拡張〕 3ヶ月	
				【乗合バス事業】 〃 〔路線不定期〕	予約制	路線を定めて、予約に応じて運行	事業用自動車 (バス型、又は10人以下)	○運行委託又は運行費補助 ○地域公共交通会議を主宰 ・運送する路線や区域 ・路線に必要な車両数など	※交通会議は 1ヶ月短縮
				【乗合バス事業】 〃 〔区域運行〕	予約制	一定の区域内を予約に応じて運行	事業用自動車 (10人以下を基本とする)		
	自家用	住民等	市町村	【自家用・有償運送】 市町村運営有償運送	市町村の住民やその親族などを自治体の 車両で運送。 乗合バスのような運送形態	市町村の自家用自動車	○地域公共交通会議を主宰 ・必要性や輸送サービスの内容、運 行管理の体制などを協議 ○運行後は運行責任を負う	[登録] 1ヶ月	
				【自家用・有償運送】 過疎地有償運送	運営協議会で合意された地区内の会員を運 送 同時に複数の会員の運送も可能	NPO等の自家用自動車	○運営協議会を主宰 ・必要性や輸送サービスの内容、運 送の対価、運行管理の体制などを 協議 ○運行後は、NPO等に指導・助言 を行う	[登録] 1ヶ月	
				【自家用・有償運送】 福祉有償運送	運営協議会で合意された地区内の移動制 約者会員を輸送 原則として、1両の車両で運べるのは会員1 名(及び付き添い人)のみ	〃 (10人以下車両に限る)			

運賃	区分	利用者	運送主体	道路運送法上の区分	運行の形態	車両	市町村の関与
無料	自家用	住民等	市町村	【自家用】 道路運送法の 規制対象外	市町村の車両による無償住民輸送	市町村の自家用自動車	○市町村が自ら運行(運行責任を負う)
		高齢者		〃	福祉バス		○市町村が自ら運行(運行責任を負う)
		小中学生		〃	スクールバス		○市町村が自ら運行(運行責任を負う)
	事業用	市町村の住民等	貸切バス又は タクシー	【運送事業者の利用】 貸切バス・タクシーに 対する規制	貸切バス・タクシーによる借り上げによる無 償住民輸送	事業用自動車	○バスやタクシーとチャーター契約